美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱

令和7年3月4日

告示第15号

（趣旨）

第１条　この告示は、美祢市が発注する学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入に関し、給食の安全安心な提供を行うに当たり、物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があるため、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（納入要件）

第２条　本市へ物資の納入を希望する者（以下「納入希望者」という。）は、食品の安全性、鮮度、品質、栄養価及び画一性等を優先し、確実に物資を納入ができ、かつ、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　経営状況

ア　確実な取引先があり、堅実な経営が行われていること。

イ　工場、店舗及び販売店等固定した営業施設があり、継続して営業が行われていること。

(2)　信用状況

ア　学校給食の趣旨をよく理解し、協力的であること。

イ　消費者から信用されていること。

ウ　食品に関する法令等が遵守されていること。

エ　市税等の滞納がないこと。

(3)　衛生状況

ア　保健所の食品衛生監視票の監視評点が良好で、物資納入登録後においても、2年間に1回以上の頻度で保健所の食品衛生監視に係る検査を受けること。

イ　食材に対する衛生管理が行き届き、従業員の健康管理が十分に行われていること。

ウ　施設設備の衛生管理が十分に行われていること。

エ　製造加工業者については、材料倉庫、製品倉庫、冷凍設備その他衛生上必要な設備を完備し、記録及び帳簿が整理されていること。

オ　配送車、納入容器等の衛生状況を常に良好に維持管理できること。

(4)　供給能力

ア　供給能力が各共同調理場の需要量を十分に満たしていること。

イ　指示した期日・時刻に、指定した場所に納入できること。

ウ　緊急な需要に即応できる機動設備及び能力があること。

エ　献立の変更又は学校給食の中止により、発注物資の量が変更又は取消しとなったと

きは、物資の返品が可能であること。

オ　地場農産物で、別に定める美祢市学校給食食材納入仕様書に規定された学校給食用物資が供給できること。

(5)　その他

書類の提出を求められたとき、及び立入調査等を実施するときは、誠実に応じること。また、調査の結果、管理状況等が不適当であると判断されたときは、改善すること。

（申請書類）

第３条　納入希望者は、美祢市学校給食用物資納入事業者登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　誓約書（別記様式第2号）

(2)　食品衛生許可証の写し

(3)　食品衛生監視票の写し

(4)　所在地の市区町村における全ての税目の「滞納がないことの証明」又は「納税証明書」

(5)　口座振替依頼書（別記様式第3号）

(6)　その他市長が特に必要と認める書類

２　申請期間は、納入を希望する年度の前年度の1月5日から1月31日までの間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（審査及び選定）

第４条　申請に係る審査及び選定は、書類審査と実地調査により行うこととする。

２　書類審査は、前条の規定により提出された書類によって、適否を判断するものとする。

３　実地調査は、書類審査の結果、さらに確認の必要があると判断したときに実施するものとする。

４　書類審査及び実地調査の結果を総合的に判断し、美祢市学校給食運営協議会設置要綱（平成21年美祢市教育委員会訓令第4号）に規定する美祢市学校給食運営協議会で選定するものとする。

（登録）

第５条　市長は、前条の規定により選定された登録者を美祢市学校給食用物資登録事業者名簿（別記様式第4号。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

２　前号の規定により登録を認めるときは、美祢市学校給食用物資納入事業者登録通知書（別記様式第5号）により、登録を認めないときは、美祢市学校給食用物資納入事業者非登録通知書（別記様式第6号）により、それぞれ当該事業者に通知するものとする。

３　第1項に規定する登録名簿への登録は、登録を受けた事業者（以下「登録者」という。）への発注を約するものではない。

（登録期間）

第６条　登録名簿への登録期間は、当該登録を認定した日の属する年度の翌年度の初日から翌々年度の末日までの2年間とする。

２　年度の途中に登録を受けた登録者の登録期間は、前項の登録期間の残期間とする。

３　登録期間の間、登録名簿は、美祢市学校給食センターで閲覧することができる。

（登録の効果）

第７条　市長は、物資の調達に当たり、登録者を見積合わせ等による事業者選定に参加させることができる。

（申請事項の変更）

第８条　登録者は、申請事項に変更が生じたとき、又は廃業若しくは休業をするときは、遅延なく美祢市学校給食用物資納入事業者登録事項変更・廃止等届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第９条　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すことができる。

(1)　第2条の要件を欠くことが判明し、その後是正が行われないとき。

(2)　申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。

(3)　登録者が取消しを申し出たとき。

(4)　その他登録者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

２　市長は、前項の規定により登録を取消したときは、当該登録者に対し、美祢市学校給食用物資納入事業者登録取消通知書（別記様式第8号）による通知するものとする。

（暴力団の排除）

第10条　美祢市暴力団排除条例（平成23年美祢市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当する者は、本告示における登録申請を行うことができない。

（その他）

第11条　市長は、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方等について登録者との意見交換及び必要事項等の共有等を目的として、必要に応じて登録者との連絡会を開催し、登録者に出席を要請することができるものとする。

２　この告示にさだめるものほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程の廃止）

2　美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程（平成21年美祢市教育委員会訓令第4号）は、廃止する。

（美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程の廃止に伴う経過措置）

3　廃止前の美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程第4条第3号の規定による登録の有効期間は、従前の例による。